

# 「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.34 2014/04/17

## 【目次】

- 1 2014 年度研究総会開催(立命館大学)のお知らせ
- 2 2013 年度研究総会報告
- 3 2012 年度研究総会「イスラームと体制転換」参加記(早稲田大学 三井奈津枝)
- 4 会誌第 14 号について
- 4 会費の納入のお願い

## 1 2014 年度研究総会開催のお知らせ

お手数ですが以下の研究総会にご出席予定の会員の方は、同日 18 時 30 分より予定している懇親会のご出席の可否と併せて、5 月 20 日までに事務局(渋谷謙次郎)までご連絡いただけると幸いに存じます。

**日時**：2014 年 6 月 6 日 13 時より事務総会、13 時 30 分より研究総会

**場所**：立命館大学 朱雀キャンパス 1 階 多目的室<sup>1</sup>

[http://www.ritsumei.jp/accessmap/accessmap\\_suzaku\\_j.html](http://www.ritsumei.jp/accessmap/accessmap_suzaku_j.html)

\*運営委員・会計担当の方は運営委員会開催のため午前 11 時に同多目的室にお集まり下さい(新運営委員になられた方には後日、別途ご連絡申し上げます)

### 研究会プログラム<sup>2</sup>

#### 1. ベトナムの憲法・土地法改正と政治的民主化問題

報告者：中野亜里(大東文化大学)

市場経済に移行したベトナムでは、市場の現実に合わせて法制度の改革が進められている。2013 年には憲法と土地法の改正が決定されたが、その過程では、旧来のように共産党の路線を国会が承認するだけでなく、党・政府に批判的な知識人や市民など、一般社会からの意見発信が盛んに行なわれた。本報告では、それらの議論を政治的民主化をめぐる動向の中に位置づけ、法改正の意味を考察する。

コメンテーター：鮎京正訓(名古屋大学)

#### 2. プーチン法治国家の現状：いわゆる同性愛宣伝禁止法からクリミア問題まで

報告者：渋谷謙次郎(神戸大学)

ソチ冬季オリンピックに前後してロシアが国際社会から批判を浴びたのが、いわゆる同性愛宣伝禁止法問題とウクライナ政変に端を発するロシアのクリミア編入問題である。事の重大さや批判の度合いは後者が圧倒的であるにしても、いずれの問題も昨今持ち上がった問題ではなく、少なくともソ連時代にさかのぼる。と同時に、そのような一連の問題をめぐるプーチン政権の「非リベラル」志向あるいは「強硬」手段は、米露関係をはじめとする西側諸国との関係やその中のロシア国家のアイデンティティの模索にも

<sup>1</sup> 6 月 7 日・8 日に開催される比較法学会第 77 回総会会場と同じ校舎です

<sup>2</sup> 今回は、統一テーマの下で複数の報告者に集めることができなかったため、統一テーマを断念し、個別テーマとさせていただきます。ご了承ください。

規定されている。本報告では、そのような歴史と国際関係の二面から近時のプーチン法治国家の現状を分析する。

### 3. 1920年代ヴィシンスキー法理論の位相とその特質について

報告者：三井奈津枝（早稲田大学）

従来ヴィシンスキーは、1930年代後半に突如として政治の表舞台に登場した印象が強く、彼の1920年代における経歴に関しては、あまり知られていない。特に、彼が1920年代に何を残し、法についてどのように思考していたのかに関しては、これまでほとんど扱われて来なかった。そこで、本報告では、主に1920年代におけるヴィシンスキーの法学関連著作を紐解き、その法思想的特質を析出すべく試みる。パシュカーニスやストゥーチカラが法学論争を展開した1920年代にあって、当時のヴィシンスキーはどのような理論的立ち位置を占めていたのであろうか。「法理論戦線」の地平における、1920年代ヴィシンスキー法理論の位相を探ることを、本報告の課題とする。そのことをもって、本報告を、「政治家」としてではなく「法律家」としてのヴィシンスキーに光をあてる試みとしたい。

コメンテーター：上田寛（立命館大学）

## 2 2013年度研究総会報告

2013年5月31日（金）、東京大学東洋文化研究所で開催されました。例年通り、午前中に運営委員会が開かれ、午後に総会（事務総会）と研究会が行われました。

### 研究会報告：テーマ「市民社会・団体・国家」

■企画の趣旨説明 渋谷謙次郎（神戸大学）

■報告

遠藤克己：ロシアにおける市民社会の特徴—社会院を中心に—

小森田秋夫：ポーランドにおける市民-非政府組織-国家—「パーセント法」をめぐる議論を中心に

高見澤磨：市場と市民社会：中国における財界と業界

鈴木賢：中国における市民活動をめぐる法環境——国家と市場の狭間に染み出す「社会」

■全体討論

## 3 2012年度研究総会「イスラームと体制転換」参加記<sup>3</sup>

三井奈津枝（早稲田大学法学研究科）

2012年度研究総会は、「イスラームと体制転換」をテーマとして、2012年6月1日立命館大学にて開催された。報告者および報告テーマは、以下の通りである。

今泉慎也氏「タイ司法裁判所におけるイスラーム法適用——『イスラーム法ハンドブック』の意義」

桑原尚子氏「イスラーム法における債権譲渡をめぐる諸問題とイスラーム債券：マレーシアを事例として」

島田弦氏「インドネシア宗教裁判所管轄事項の変化とその問題点：アチェ州シャリア裁判所を中心に」

はじめに、伊藤知義氏によって企画の趣旨説明が行なわれた。そこでは「社会体制と法」研究会の成立経

<sup>3</sup> この参加記は本来、ニュースレター前号に掲載すべきものでしたが、手違いにより掲載できず、本号に掲載させていただくことについてお詫び申し上げます。

緯が紹介され、本研究会は旧称「社会主義法研究会」であったことが明かされた。すなわち、本研究会発当初は、資本主義体制の対抗軸である社会主義体制を法的側面から分析することが目的であった。そしてソ連崩壊後、その趣旨は拡大され、資本主義体制との並列可能性を有する体制としての社会主義が分析対象とされた。伊藤氏によれば、資本主義体制および西歐的近代法の普遍性を批判的に検討するという点においては、本研究会はかつての「社会主義法研究会」と軌を一にしているのである。次に、イスラームが今日、西歐的近代法の普遍性に対して独自の存在感を示し続けていることが指摘された。イスラームは、地球上のごく限られた地域のみでなく、世界規模での神への帰依を説くことを特徴とする。また、旧約聖書と多くの接合・互換性を有するコーランの成立期において、イスラームはギリシャ・ローマ世界およびヘレニズム世界とも深く関係している。このように、趣旨説明においては、古今の国境によって決して限定されないイスラームの有する地理的・文化的越境性の高さが提示されるとともに、イスラーム社会を支える法原理を読み解く試みの必要性が説かれた。

今泉報告では、タイにおけるイスラーム法の適用に関して、2011年に設定された「イスラーム法ハンドブック」(以下、「ハンドブック」)をめぐる現状が分析された。マレー系ムスリムが多く住むタイ南部国境4県では、県裁判所においてのみ、ムスリム間の家族・相続事件につきイスラーム法の適用が承認されている。イスラーム法適用に関する新たな動きとしては、①イスラーム法適用を全国へと拡大する改正法案策定、②「ハンドブック」の策定、が挙げられた。このうち①は未成立であり、コストの問題、および憲法上の根拠の所在が不明確であることがその要因である。②は従来の「イスラーム法原則」(以下、「法原則」)を引き継ぐものであるが、「法原則」、「ハンドブック」とも法的拘束力を持たない点が、イスラーム裁判制度につき議会制定法を有するマレーシアやインドネシアと大きく異なる。また、南部国境4県に設置されているイスラーム法専門の裁判官(ダトユティタム)の能力を疑問視する、タイ人裁判官の見解も紹介され、ダトユティタムとタイ人裁判官との間における法認識の相違も指摘された。

桑原報告では、イスラーム債券および債権譲渡を中心とした、金融取引に関するイスラーム法の現代化につき、マレーシアを事例として考察が成された。利息の禁止、射倖性・投機性の排除といったイスラーム法の準則をめぐる解釈につき、法学者ズハイリーによる分析に基づいて諸学説の検討が行なわれた。その中で、マレーシアはイスラーム債券の法的正当性を他のイスラーム諸国とは異なった論理によって提示していることが明らかにされ、特に中東イスラーム諸国と比べた際の、マレーシアの特異性が描き出されていた。

島田報告においては、インドネシアにおけるイスラーム法制度の概観の後、宗教裁判所の管轄権拡大、およびアチェ州における宗教裁判所(シャリア法廷)をめぐる状況と問題点が扱われた。2006年の宗教裁判所法改正により、宗教裁判所の管轄は大きく拡大された。また、2003年制定の弁護士法はイスラーム法学士にも弁護士資格を認めたが、彼らの法解釈能力につき疑問の声もあげられている現状が提示された。アチェ州の宗教裁判所(シャリア法廷)は、通常の宗教裁判所の管轄事項に加えて、刑事事件も管轄する点にその特徴があるとされる。その際、宗教省が雇用するシャリア警察の活動が問題となる。シャリア警察は、イスラーム法違反者に対する注意・勧告、およびその捜査官への引渡しを行うものであり、逮捕権限は有しない。しかしながら、彼らは、違反者のシャリア事務所への連行・拘禁なども行なっているとされ、その問題性が指摘された。

続く質疑応答では、会場にいらした方々から多くのご意見・ご質問が寄せられ、活発な意見交換が行なわれた。特に、法と国家の関係性に関しては、イスラーム世界と中世ヨーロッパ世界との類似性についての指摘(国家に先んじて法が存在→近代国家の成立とともに逆転、国家が法に先行して国家法を制定)があり、非常に興味深く拝聴した次第である。

質疑応答の中で、3名の報告者からは、それぞれ、「イスラーム圏を一括りに扱うのではなく、各国個別

の状況に目を向ける段階に来ている」(今泉氏)、「取引関係に関しては、地中海貿易との関連から、ローマ法と比較を行なうことも有意義であるだろう」(桑原氏)、「従来イスラーム法は、風土論的文脈で語られることが多かったが、今後はより機能的な側面へも着目していくべきである」(島田氏)、といった趣旨のコメントが成され、大変印象深かった。

翻って、今回の研究総会全体を通じて、筆者はいくつかの疑問も抱いた。研究総会のテーマは「イスラームと体制転換」であるが、この場合の「体制転換」というタームに、具体的に観念されているのは何であるか、という点が、いささか不明瞭であったように思う。「体制転換」が、今回の報告で扱われたそれぞれの国家におけるどのような契機を指しているのかという点が、より明示的に表されると、私のような初学者にとっては理解の助けとなり、ありがたいと感じた。また、本研究会の趣旨を鑑み、ロシアと密接に関係するイスラーム圏として、さらにチェチェンをめぐる宗教的状况をとりあげることも可能であったのではないだろうか。

法と宗教との接地面、あるいは両者の織り成すダイナミクスが現代社会において最も鮮明に現れている動態的事例が、イスラームをめぐる状況であるだろう。本研究総会では、国家法とイスラーム法との関係性をめぐる諸問題を様々な観点から読み解く、3名の方のご報告およびその後の質疑を通じて、そのダイナミクスを垣間見せて頂けたように感じられ、大変貴重な機会となった。最後に、大変実り多い研究総会に参加させて頂き、多くのことを学ばせて頂いたことに、この場を借りて心より感謝申し上げます。

### 3 会誌について

「社会体制と法」14号の発行が遅れておりましたが、4月初頭に納品されましたので、2013年度会費納入者に順次発送させていただく予定です。

また下記の、会費納入のお願いが遅くなり、事務局よりお詫び申し上げます。

### 4 会費納入のお願い

会員の皆様には、2013年度までの会費(4,000円、過去の未納がある場合、2011年度以前は4500円)の振込用紙を同封させていただきます。

振込用紙の通信欄に何も記載されていない方は、2012年度まで納入済ですので、2013年度分の4000円をお振り込み願います。

振込用紙通信欄に2012年後以前の未納分についてのメモが記載されている方は、未納分も含めてお振り込み願います。

納入確認後、当該年度の会誌を送付します。

## 「社会体制と法」研究会事務局

住所 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学大学院法学研究科 渋谷研究室内

研究会サイト URL: <http://assl.world.coocan.jp/index.html>